

人事

- ◆農業委員(7月20日付)
- 細川美奈子(衡上) 新任
 - 八嶽 光(衡上) 再任
 - 遠藤 政彦(衡中) 新任
 - 遠藤あけみ(衡下) 新任
 - 浅野 一郎(大瓜上) 再任
 - 伊藤 正夫(大瓜下) 再任
 - 鈴木 俊一(駒場) 再任
 - 竹下 隆悦(大森) 新任
 - 小川 豪(奥田) 再任
 - 千葉 悦子(藤崎) 再任
 - 只野 一(松原) 再任
 - 関内 秀樹(衡東) 再任
- ◆農地利用最適化推進委員(7月20日付)
- 赤坂 昭一(衡上) 新任
 - 渡邊 順一(衡中東) 新任
 - 長澤 君雄(衡下) 新任
 - 石川 祐一(大瓜上) 新任
 - 中川 文義(大瓜下) 新任
 - 跡部 勉(駒場) 新任
 - 富倉 醇次(大森) 新任
 - 渡邊 民夫(奥田) 新任
 - 横山 強一(藤崎) 新任
 - 菱沼 達也(松原) 新任
 - 男澤 薫(衡東) 新任

お知らせ

大衡村職員募集
平成30年度採用の大衡村職員を次の要領で募集します。

◆採用予定
初級 行政 若干名
初級 土木 若干名

◆受験資格
〔行政〕
平成元年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業、又は卒業見込みの方、卒業程度の能力を有すると認められる方。
〔土木〕
平成元年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方で、土木系学科を卒業した方、又は卒業見込みの方、卒業程度の能力を有すると認められる方。

◆受付期限
8月7日(月)まで

◆試験日及び試験会場
9月17日(日)
仙台南高等学校

◆受験申込・問い合わせ先
総務課 ☎34515111

児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者のみなさんへ

児童扶養手当を受けている方は、所得や資格要件を確認するために毎年8月1日から31日までの間に「現況届」を提出しなければなりません。また、特別児童扶養手当を受けている方は、「所得状況届」を毎年8月12日から9月11日までの間に提出しなければなりません。

対象者には、関係書類を郵送しますので、忘れずに提出してください。

なお、この届出がないと、8月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、18歳到達の年度末までの児童(心身に一定の障害をもつ児童は20歳未満)を養育している父母、又は養育者に支給されます。(所得制限有り)

◆支給額(平成29年4月)
〔全額支給〕 42,290円
〔一部支給〕 42,280円
※児童1人の場合の月額
9,980円

特別児童扶養手当

精神又は身体に障害のある20歳未満の児童で、政令で定める1級及び2級の障害等級に該当する程度の状態にある方を養育する父母又は養育者に手当が支給されます。(所得制限有り)

◆支給額(平成29年4月)
〔障害等級1級〕 51,450円
〔障害等級2級〕 34,270円

◆申請・問い合わせ先
住民生活課
☎34118512

普通救命講習会受講者募集

日時 8月24日(木)
午後6時30分～9時30分

会場 黒川消防署
(大和町吉田字北谷地12)

講習内容
AEDを用いた普通救命講習(修了証有り)

ガイドライン2015に基づく内容で指導

◆募集人数 10名以内(先着順)

◆申込期限 8月17日(木)午後5時
(平日のみの受付となります)

◆申込先
黒川消防本部警防課 救急担当
☎34516888

村民プールの利用について

村民プール・大森プールを開放していますのでぜひご利用ください。

◆利用期間 8月24日(木)まで

◆利用時間
午前9時30分～11時30分
午後1時30分～4時

◆利用料
小・中学生、高校生
〔村内〕無料〔村外〕300円
大学生、一般
〔村内〕200円〔村外〕600円

※小学校低学年以下のお子さんの利用は保護者同伴。

◆問い合わせ先
公民館 ☎34512197

納税のお知らせ

- ・村民県税(2期)
- ・国民健康保険税(5期)
- ・介護保険料(3期)
- ・後期高齢者医療保険料(2期)

納期限(口座振替日) 8月31日(木)

納期限までに忘れずに納めましょう。
口座振替の方は前日までに残高をご確認願います。
納期限までに納付されない場合、督促手数料や延滞金がかかります。なお、納付相談は随時受け付けています。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513

消費生活相談窓口から *転ばぬ先の消費者知識*

このコーナーでは、今起きている消費者問題について、お知らせしていきます。身近にある困りごとや納得できないことがあったらご相談ください。電話でも対応しています。

☆大手電力会社を騙る勧誘に注意してください

近隣の市や町で大手電力会社を騙り「電気料金が安くなる」などと言って契約の内容や家族の情報を聞かれた、大手電力会社の関連会社を名乗って「料金を集金に行くからお金を用意しておくように」という電話がかかってきたという情報がありました。

検針票に記載されている内容等は重要な情報ですので、安易に教えないでください。うっかり相手に情報を伝えてしまったら、次にクッキングヒーターや電気温水器、太陽光発電設備の契約を勧誘されたというケースもありますので十分に注意しましょう。

- 勧誘されても必要のない場合は、きっぱり断り相手にしないのが一番です。
- 必要な場合でもその場ですぐに契約しないで、家族や信頼できる人に相談しましょう。

また、電気料金請求書に類似した架空請求書が送られてきた、電気料金の返金を装ってATMに誘導された、電力会社や関連会社の社員を装って電気料金の集金にきたなど、騙されてお金を支払ったりしないよう十分注意してください。



『困ったな』『心配だな』と思ったら、お気軽に消費生活相談窓口へご相談ください。

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512



* 今月の相談 *

お気軽に
ご相談ください

相談名	相談日時	場所/内容
生活相談所	2日(水)	午前9時～正午 〔場所〕平林会館1階料理講習室 〔内容〕生活の中での悩み事、心配事などの相談 電話相談(当日のみ)も受け付けます。 ☎345-6631
	9日(水)	
	23日(水)	
	30日(水)	
宮城県司法書士会による出張相談会(無料)	9日(水)	午前9時～正午 〔場所〕平林会館1階料理講習室 〔内容〕売買・贈与・相続等不動産登記、多重債務に関する相談、成年後見制度(判断能力に不安のある方の財産管理)
消費生活相談窓口	2日(水)	午前9時～午後4時 〔場所〕平林会館2階第3研修室 〔内容〕消費生活に関する相談
	9日(水)	
	23日(水)	
	31日(木)	